



開会 午前 10時00分

○進行（荻野課長）

これより、令和3年度第1回南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。私は司会を務めさせていただきます、介護福祉課長の荻野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の次第によりまして進めさせていただきます。

只今をもちまして開会とさせていただきます、2の委嘱状交付に移ります。名執彰一保健福祉部長より、お一人お一人に委嘱状を交付させていただきますので、自席にてお受け取りください。名執部長お願いいたします。

（委嘱状交付）

○進行（荻野課長）

ありがとうございました。なお、名簿5番、相談支援センターカマラドの渡邊充恵委員におかれましては、本日、ご都合により欠席となっております。

それでは会議に先立ちまして、名執保健福祉部長より、皆さまにご挨拶を申し上げます。

○部長（名執彰一）

皆さん、改めましてこんにちは。

保健福祉部長の名執と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば市長が参りまして委嘱状の交付と、ご挨拶をさせていただくところですが、あいにくと公務が重なってしまいまして、私からの交付、またご挨拶となります。ご理解の程よろしくお願いいたします。

まず委員の皆様、公私ご多忙の中にもかかわらず、委員をお引き受けくださりましてありがとうございます。この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。

まずこの協議会につきましてですけれども、今回第1期の委員という形をお願いしております。ご承知のとおり、成年後見制度利用促進法に基づく、国の計画によってですね。全国の市町村に今年度中にこういった協議会、設置を求められているものであります。本市におきましても昨年度、高齢者いきいきプラン策定の中で、この権利擁護促進協議会の位置づけがなされ、市としての促進計画もいただいたところですが、今回7人の委員さんをお願いしているんですけども、うち4名の方につきましては昨年度のいきいきプランからの引き続いてのお願いという形になってきております。この協議会では、本市の権利擁護、また成年後見制度の利用促進についての基本的な考え方、進め方、また市民への周知などについて、それぞれの専門的見地からご意見をいただき、市としての権利擁護が促進するようなものにつなげていきたいと思っております。

今現在ですね。市の精神保健福祉手帳の1級、2級を持っていらっしゃる方が、約570名、療育手帳で18歳以上の方が400名、認知症で介護認定を受けている方が2,200名という中で、実際の成年後見制度を利用されている方が150名と。150名という数字

がなんか多い様な感じがしたんですけども、そういった母体の中で150名ということで、まだまだ市民の方に周知が行き届いていないのかなと。私も昨年度、介護福祉課長をやっている中で、いろんな虐待のケースにあたってまいりました。家族であったり、支援者からの権利侵害というようなものが多く見受けられている状況です。その中で委員会、協議会が、しっかり機能して市としての権利擁護が進めるような形になっていけばよいのかなと。

また、市の窓口につきましても、この4月から関連する3課共同の窓口という形で、権利擁護センターという看板も掲げて、市民への相談窓口として周知を始めたところですので、そこと一体となって権利擁護を進めていきたいと思えます。

結びとなりますけども、今日ご参会の委員の皆様のご健康と発展を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○進行（荻野課長）

ありがとうございました。続きまして自己紹介ということで、お手元の名簿に沿いまして1番の花輪委員様から順次、自己紹介をお願いいたします。

（委員自己紹介）

○進行（荻野課長）

ありがとうございました。ここで、この会議の事務局であります南アルプス市権利擁護センターを構成いたします、保健福祉部各課の職員を紹介させていただきます。名前を呼びますのでその場で起立し一礼してください。

（職員紹介）

○進行（荻野課長）

以上、介護福祉課、障がい福祉課、福祉総合相談課の3課が権利擁護センターとしてこの4月から市内での業務を行っております。

この他、権利擁護センターの機能を構成します協力機関として、3名の方にご参加いただいております。

（関係機関職員紹介）

○進行（荻野課長）

どうぞよろしくお願いいたします。以上で紹介を終わります。

続きまして、正副会長選出に移ります。

南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例第5条第1項の規定によりまして、協議会に会長及び副会長を置くこととされております。また同条例第2項によりまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。

皆様におはかりをいたします。どなたか自薦、他薦等ございますでしょうか。

○委員（高山理恵）

事務局案はございますか。

○進行（荻野課長）

事務局案とのお声がありました、他にございませんでしょうか。

それでは事務局案といたしまして、会長を民生委員児童委員協議会の今村委員さんに、副会長を福祉後見事務所ほとりの宮沢委員さんをお願いをしたいと思いますが、ご意見ございませんでしょうか。

○委員

異議なし。

○進行（荻野課長）

異議なしとのことでしたので、今村委員さん、宮沢委員さんに会長、副会長をお願いしたいと思います。お二人は正副会長席へご移動願います。

それでは、議事に先立ちまして、ただいま選出されました正副会長さん、それぞれから一言ずついただきたいと思います。今村会長様からお願いをいたします。

○会長（今村幸治）

只今、会長に推薦していただきました、今村でございます。民生委員協議会の会長をやっておりまして、その前は副会長をやっていたものですから、ちょっと長く民生委員をやっていくんですけども。いろいろな話の中で、また皆さんにご相談しながらこの協議会が無事に進めるような形で、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○副会長（宮沢秀一）

副会長に推薦されました宮沢と申します。いきいきプランの策定委員会もこちらのほうでお世話になって、自称南アルプス市応援団という肩書かどうか分からないですけども、住まいは北杜市になります。相変わらず南プスの応援団としてご協力をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○進行（荻野課長）

ありがとうございました。

続きまして、議事に移ります。条例第6条第1項によりまして、協議会の会議では会長が議長となるとされておりまして、これより今村会長に議事進行をお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（今村幸治）

はい、わかりました。それでは、6番の議事に移らせていただきます。1番の第1期成年後見制度利用促進基本計画についてということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局（千野）

それではよろしく願いいたします。

説明にあったってですね、まず資料の確認をさせていただきたいと思います。まず次第、その後ろに名簿があります。その次に資料1ということで南アルプス市権利擁護・成年後見利用促進協議会の条例、これが根拠になると思っています。で、南アルプス市権利擁護センターの要綱ですね。続きまして、南アルプス市の成年後見制度利用支援事業の要綱。これが改定のほうを行っております、三士会の事務局あてのほうに、改定の通知を送らせていただいておりますが、改めてこちらにもお示しをさせていただいております。

資料2ということで右上のところに書いてあるのが、南アルプス市高齢者いきいきプランになります。

資料3のほうで、基本計画に基づく令和3年度の取り組み内容というようなことで、権利擁護センター関連の取り組みということがまとめられたものがあります。それに付随してエクセルで作った表になっているものがあるのと、権利擁護センターですとか、包括支援センター、障害者相談支援センターですとか、権利擁護の相談支援、利用支援・促進、相談支援という取り組みをしている中で、申立支援の基本的な流れというのをちょっと整理したようなチャートになっています。この中に、支援調整会議といったようなものを位置づけて、ここに三士会の先生方に定期的に入っていただいて、いろいろご助言を受けたり、ということを考えているんですが。その支援調整会議の役割と留意事項といったようなところを整理させていただいたものも載せさせていただきました。

その他、お手元に参考資料ということで、南アルプス市だけのデータということだけではなくて全国的な統計のデータですとか、成年後見利用促進のニュースレターのコロナワクチンの関係の部分でのところすとか、成年後見制度の普及啓発をしていこうなんていうことが権利擁護センターの今年度の主な取り組みになりますので、それに活用していくためのリーフレットであったり、最後のほうには6月号の広報で成年後見制度についての普及啓発もしていこうというもの、市民後見人さんの方が誕生しましたという新聞で取り上げていただいたものがありましたので、そういったものも参考に付けさせていただきます。

では1番の第1期成年後見利用促進基本計画についてというところの説明のほうをさせていただきます。使います資料は、資料2のいきいきプラン、こちらになります。

いきいきプランと一体的に今回、利用促進計画を作っております、高齢者の権利擁護の推進というところと一緒に整合性を持って取り組みをしていこうということで、前半は権利擁護の推進というあたりのことが書いてあります。

主に基本計画のところがふれられているのは79ページからになります。こちらがですね、主なこれからご説明させていただく取り組みの根拠、後ろ盾になるような部分になります、まず基本計画。国計画から市町村の基本計画、自治体における取り組みをやっていくと。各市町村において権利擁護支援ネットワークを構築していく。権利擁護支援ネットワークを構築する上で、この協議会なりを活用していこうと。ただ、南アルプス市ではもともと障害者自立支援協議会であれ、地域包括支援センター運営協議会であれ、もともとの取り組みということもありますので、そういったことの活用もしながら、既存のものを大きくというよりは、いろいろなものを活用しながらネットワークを作っていくというイメージをし

ております。現状と課題については、これは南アルプス市の云々かんぬんというだけの特殊な課題とか現状というわけではないんですけども。やはり申立のところを本当に困ってから対処策、対症療法的に成年後見制度を使うといったようなことで、後見の方にかなり比重が偏ってしまっているということですか、保佐・補助で早期のうちにご本人さんにそういった伴走者みたいな方をつけて、一緒に意思決定していくような取り組みがまあ十分にできていないよですか、そういったことがこちらに書いてあります。

80ページ以降になりますが、こちらにこの協議会の設置、その協議会を設置して協議会で何をするのかといったところで、関係機関と連携をちゃんとしていきましょうというふうな部分ですか、専門性を有する機能というところで市町村計画の取り組みのチェック機能であったりとか、さっき言った相談、広報、啓発といったところの行政としての取り組みの過不足のチェックですね。そういったあたりを皆さんに評価検証いただいたり、市に提言をいただくといったことを、こちらのほうで書かせていただいております。

81ページのところに、この権利擁護促進協議会のイメージ図といった形で、こちらに各団体の代表をされてらっしゃる方、今日ご出席いただいている委員の皆様を構成するイメージ図がこちらになります。中核機関が介護福祉課、福祉総合相談課、障がい福祉課の3課と、成年後見センターも広報啓発、相談であるとか、市民後見人養成ということを担っている。中核機関が非常に多岐にまたがっていて、事務局の市のほうの体制も非常に多分野にまたがっているといったところがあります。成年後見制度の利用者の方が高齢者、障害者、生活困窮、様々な方がこういったところに関わることがありますので、こういったような体制を取っています。庁内においてもいろいろ連絡調整ですとか、そういったものを丁寧にやっていこうと、担当者会議を設けて今取り組みをしているところです。

82ページのところに、この中核機関の役割ですとかそういったものを整理しております。広報ですとか、相談機能、利用促進のマッチングの機能のところですかを地道に取り組んでいくと。まだまだ制度を知らない、制度につながっていない方がかなり多いのかなということがありますので、そういう市民の方への啓発であったり、専門職ですね。高齢者、障害者に接する相談支援機関、そういうような方たちにも、こういった取り組みを知っていただきながらネットワークにちゃんとなつなっていくということ、今年度も取り組みをしていきたいかなと思っております。また具体的な進め方、内容についてはこのあとまたご説明をさせていただきたいと思っております。

83ページ、84ページには、ウ・エ・オ・カという形で、それぞれどのような取り組みをしていくということの内容を書かせていただいております。それに基づいてまた取り組みを整理したものをこのあとご説明をしたいと思っております。最期の指標について、何回会議等を行ったとかですね、そういったことの数値のほうも、目安になります。載せてありますので、それを少し参考にしながら、目指して取り組みを進めていくということを考えております。

では1番の基本計画についての説明は以上になります。

○議長（今村幸治）

はい。ありがとうございました。高齢者いきいきプランの内容に記載されているので、それを抜粋して説明をしていただきましたけれども、皆さんのほうからご意見やご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特別ご質問等もない様ですので、次の2番の令和3年権利擁護センター事業予定について説明をお願いします。

#### ○事務局（千野）

続けて失礼いたします。こちらの説明は主に資料3になります。

計画に書かれている内容を、より具体的に現場で取り組みをしていくことが大事になりますので、計画でいうと80ページから81、82、83ですね。こちらに先ほど言った見出し、ア・イ・ウ・エ・オ・カという形で書いてありまして。この資料3のページの最初のページにも、アはこういうことをしていきます。イはこういうことをやっていきます。ウはこうです、というような形で記入をさせていただいております。こちら結構大事なところになりますので、1つずつ確認をしたいと思います。

まずア、専門職団体関係機関が連携協力するこの促進協議会の構築ということで、条例の施行に始まり今年度1回目の協議会の開催を本日行っております。令和3年度の後半、第2回の協議会の開催予定で本年度2回ということを用意しております。2回目の協議会においては取り組みの進捗状況であるとか成果、効果、実績をお示しをしたりということを考えております。

イ、中核機関の設置及び運営ということで、令和3年4月1日に権利擁護センターの要綱を施行して相談窓口の体制整備、担当者会議の開催ということで月1回程度行っているところであります。権利擁護センターの職員研修ということで、権利擁護センターの現業員の職員がしっかりと権利擁護の基礎を学んだり、成年後見制度についての理解を深めたりといったこともやっていく必要があるということで、昨年度、成年後見制度の体制整備国研修ですね。リモート研修になっておりますが、こちらに成年後見センターの小林さんが基礎研修を受けていただいて、私のほうが応用研修を受けました。今年度もまた国研修のほうで基礎と応用の開催の予定がということを知っていますが、昨年度研修を受けたものをちゃんとセンターで共有をしたりとか、内容を確認したりという場を6月くらいに設けたいということで今企画しているところです。相談窓口の周知ということで、住民、関係機関といったことが大事になってくるんですが、先ほど言った市の6月号の広報へということも相談窓口の周知の1つの媒体であります。こういったものを重ねていながら、相談窓口や制度を身近に感じていただくことも必要と思っております。

ウ、本人中心に徹底するチームの形成といったところで、支援調整会議、意思決定ミーティングですとか、2か月に1回程度といったことができるといいかなと思っております。支援調整会議を、先月4月30日に杉本先生と宮沢先生にお願いをして日常生活自立支援事業と成年後見、補助、保佐みたいなどのケースの検討を行ったのですが、そういったようなものを2か月に1回程度行うですとか。後見人さんへの支援という中での意思決定支援ミーティングなども必要性があるのではということで、これも少しずつ取り組みをしていければと思っております。

家事関係機関の連絡協議会は、これは時期未定ですが家裁のほうと相談をしながら出席の要請があればしていくということがあります。あと広域連携の取り組みですが、まだこのコロナ禍において、県ですとか家裁ですとかと意思疎通がとれる機会が非常に限られています。いきいきプランの中においては、県立大学の高木先生から広域連携の取り組みについ

てのところもどこか念頭に入れた中で、各市町村単独で行うということはいずれ限界が来るのではないかというご助言もいただいております。将来にわたって広域連携ということも念頭に、こういった協議会等にも参加していく必要があるのなど考えております。

サービス担当者会議ですとか地域ケア会議。これは介護保険法であったり障害者総合支援法であったりと、それぞれの福祉、法律の制度の中において、こういった取り組みを日々やっていると思うのですけれども、こういったところにも権利擁護のニーズというのは実は眠っていて、その権利擁護ニーズをちゃんと掘り起こす、引き出すという部分での働きかけ、取り組みというのがないと、なかなか成年後見制度にしても日常生活自立支援事業にしても、本人さん自らよろしくお願ひしますと言ってくるようなものではないので。支援者側のほうが権利擁護ニーズを抽出するという働きかけがないと、難しいのかなといったことで、これらのケース会議にも権利擁護という視点をもっていくことが大事かなと。こういうような研修ですとか働きかけが必要かなと思っています。

多機関協働調整会議による多問題・重複事例等の総合調整といったようなところですが、ここにいる権利擁護の関係機関も3課にまたがってしまっていて。やはり権利擁護のケースの方というのは、複合的な課題を有しているような虐待事例であったり困窮であったりとか、社会的な孤立であったりとか、様々な多問題を抱えているケースの方が権利擁護の検討にあがってくる方が非常に多いです。こういったケースを多機関協働調整会議と言われているような、社会福祉法で改正があった部分で、国では重層的相談支援体制という言い方をしています。全国でも100とか200か所の取り組みが始まっているところですが、南アルプス市においても福祉総合相談体制の構築ということで福祉総合相談課を平成24年度に作って、このような取り組みを現在進行形で行っているところでもあります。そういった取り組みと権利擁護のネットワーク化をいかに接合していくかということが課題になってくるのかなということで。そのへんも市の機構改革ですとか、いろいろ体制整備もありますので、そういったことに合わせて検討を進めて参りたいと思っています。

あと、法人後見事業の連携ということで、成年後見センターとして社協さんのほうが、もうかなり長い期間これの取り組みをしていただいておりますので、こういったところとの連携もこの協議会に参画していただくですとか、日頃からのケース会議ですとか、そういった連携を深めていきたいと考えております。

虐待防止・権利擁護研修といったところで、これはもともとこの権利擁護センターの設置云々ということではなく、以前から地域包括支援センターですとか障害福祉に関する従事者の方に関して、こういった虐待防止・権利擁護研修というのは各課で分野別に行ってきたといったところがあります。これらのところも昨年度、コロナ禍において、なかなか介護医療従事者の方達にこの部分まで含めてということが、働きかけも含めて研修開催が難しいという状況でしたので、昨年度は見送ってきた経過があるのですが、今年度に関しては感染状況も踏まえながらリモート研修なのか、リモート+集合型のハイブリット的な研修なのか、いろいろ研修の進め方も検討した上で、事業所さんの感染対策とか、事業所さんの研修が受けれるような体制がまずあるのかどうかのニーズですとか状況も調査をした上で虐待防止・権利擁護研修の開催ということも進めていきたいなと考えております。

エ、成年後見制度の普及啓発といったところで、重なりますが市の広報の発行、社協の広報の発行ということで7月、市民後見人の話題ですとかを入れていただけということで

打ち合わせをしております、リーフレットの作成も進めていると聞いておりますので、これもまた準備をして参りたいと思っております。

市民向けの講演会を夏頃、市民後見人養成講座も秋頃と。市民向けというのは権利擁護、成年後見という言葉ですとか、地域共生ですとかいろいろキーワードがあるんですが、今の状況で市民の方に呼びかけて、どの程度市民向けの講演会ができるかなという不安もありますが、講演会を通じて市民後見人養成講座につなげていきたいという思いがあります。市民後見人養成講座が秋なので、養成講座の前にこういったことの呼びかけ、呼び水となるような市民向けの講演会を何らか企画して、これは後見センターとご相談をもちろんした上なのですが、秋の市民後見人養成講座を迎えていきたいと思っています。

あと、福祉医療行政機関への普及啓発ということで、まずもって権利擁護センターの職員研修ということがありますが、部内の職員研修もしっかりやっていこうということで。権利擁護センターの職員研修は6月でさっきと重なってしまうんですが、部内の職員研修は窓口で対応している職員とか、若手の3年目4年目の市職員。だんだん事務とかにも慣れて、窓口の様子もわかってきたけれど、権利擁護というのはそこで窓口で受けたその方の背景を探るとか、思いを寄せるとか、そういう基本的なところから権利擁護は始まっていくところなので。まず権利擁護の基礎のようなところを部内の職員にも理解できるような簡単な基礎講座を、これは社会福祉士会の田村会長に依頼をしていくような形で今準備を進めております。あと相談支援向けの従事者研修は先ほどと似たような話です。

オ、市民後見人養成の支援は、秋くらいからの開催に向けて準備を進めて参ろうと思っております。

カ、成年後見制度の利用に関する助成ということで、利用支援事業の見直しということで要綱の改正を行って各団体に周知をしたという状況になっております。

(2) に関しては以上になります。

○議長（今村幸治）

ありがとうございました。今年度の権利擁護センターの事業の予定について説明をしていただきましたけれども、皆さんのほうから何かご質問なりご要望などありますか？

今日始まったばかりですから、いきなり質問しろとか、いきなり要望を出すなどは無理とは思っていますけれども、はい、お願いします。

○委員（宮沢秀一）

すみません、なかなか一度に頭に入る内容ではないなと。私もいきいきプランのほうで基本計画に関わらせていただいたんですが、もうすっかり忘れていて、また思い出しながら説明をお伺いしたところなのですが、一点ちょっと補足をいただきたいところがありました。

最後にご案内がありました、カの成年後見制度の利用に関する助成制度というところで、利用支援事業が今年の4月1日から全部改正ということですか、要綱が。されたというところで、各三士会、弁護士会、リーガルサポート、私共の社会福祉士会にもご案内をいただいたところですけども。どういったところのポイントの改正だったのかというのを伺いたい。なぜ改正をしたのかというところと、これが利用の促進につながっているという理

解はしたいところですけれども。端的に言えば、特に我々3団体のメンバーは、後見人等の報酬助成のところがかかるところで、ご本人の資産が、流動資産が70万円とか80万円、以前はそこが上限だったと聞いていますけれども、それが30万円に、言ってみれば減額。ぐっと下がったというところが何故だったのか。どういった仕組みでその30万円のところをやったのか、これは、財政当局からの圧力だったのか。利用支援事業の予算上の枠組みとしては、高齢者でいえば介護保険の地域支援事業の任意事業から支出するので。それから障害のほうも総合支援法のところから支出ができるということで、市が単独で全額負担ということはないはずなので。そのへんのところも含めてご説明いただければと思います。

もし今、ぱっと的確な回答をいただけないようでしたら、また後日、記録と一緒にという形でいただいても結構ですけれども。少なくとも、どこかの改正のポイントがあるのかということ。それがいいことには、なんで改正したのか、その意味がわからないので。

#### ○事務局（千野）

ご質問というかご意見を含めてありがとうございます。利用支援事業は以前、収入要件と資産要件ですね。ご本人さんが障害年金ですとか様々な年金収入とかをいただいていらっしゃる、収入の入りの部分の収入要件と、ご本人さんの預貯金ですね。預金をどの程度持っているという資産要件。この2つ、以前は収入要件と資産要件というのがありました。単身世帯の方だと収入要件がいくらです、複製世帯、2人世帯3人世帯でしたらこういう風に加算していきます、といった形で金額のほうで、収入要件も決められていて、資産要件もそんな形で世帯の人数に応じて設定をしていたと。

例えば単身の方であって80万円くらいのご年金という収入要件だったと思うのですが、以前の場合は収入要件と資産要件両方をクリアしていないと、利用支援事業の対象にはならないという、こういう要綱だったですね。以前の場合は。なので、ご本人さんのご収入が仮に100万円くらい、単身の方であったとして、ご本人さんが施設に入居されています、入院されていますというようなご状況ですと、収入要件的には単身の方で100万円は超えてしまっているのですが、実際使っていらっしゃる施設のほうがかかなりの高額で、収入要件を超えていても、ほぼほぼ年金収入と施設の利用料が右から左へで、全然手元に残るのが、ほぼほぼない。資産要件はクリアしていても、収入要件が100万とか120万とかだとダメですよということで、却下ということが起きてしまうというのが、以前の成年後見利用支援事業の要綱ですね、南アルプスの。

今回の場合は、収入要件は全面的に取り外しをしまして、150万でも200万円でもご本人さんのご収入があったとしてみて、それで施設のほうになかなか色々なご事情の中で減免が使えないとか、この施設を利用しなければならない特段のご事情があるとか、個室の施設を利用しないと認知症の対応ができないとかですね。そういった場合は、ご本人さんに200万円収入があったとしても、200万円くらいかかるような施設を利用しなければ本人の生活を維持できない、というような場合もありますので。そういったところを考慮して、収入要件をなしにしましょうということで、対象者を広げていきたいと思いますということがまずありました。

資産要件に関しては、ご本人さんの資力がある程度おありの方であれば、ご本人さんから

いただいでいくということになろうかと思しますので、ご本人さんの持っている資力をどの程度で設定するかというところが、一番今回の改正においても悩ましいポイントだったのかなと思います。100万円程度資産があれば、そこから一年間の収入20万円を引いていただいでご本人さんがとっていただくとか。それが、100万が適当なのか50万が適当なのか、いろいろな検討もあったのですが。前回いきいきプランの中の検討においても、少し柔軟な対応についても検討した方がよいということで、完全に0円か満額かということではなくてというようなご意見もありました。そのへんもご参考にさせていただきながら、30万円まではというラインを引かせていただいで、もしご本人さんに40万円資産が残っていたよということであれば、その内の30万円はと。10万円だけはご本人から取っていただいで、残りは利用支援事業でお出ししますということで、柔軟に対応できるようにと。運用もやりやすいようにとということ。そこも、前回の利用支援事業ではできない枠組みだったのですが、今回そういったことの見直しもして、後見人さんが活動はしているんだけど本人からも家族からも取れない、市も助成できませんよというお話になってしまうと、やはり促進どころか担い手もいなくなってしまうので。後見人さんがちゃんといずれかのところから受け取れる状況を作るといことも促進をしていくという1つでもありますので。そのへんも考慮した上で今回この見直しをさせていただいた経過になります。

○議長（今村幸治）

いいですか？

○委員（宮沢秀一）

ありがとうございました。収入要件を撤廃したことによって、そういった利用支援事業を利用しやすくなったというメリットはあると。それから柔軟な助成金額によって資産を充分に活用できるのであれば、その部分を活用していただきたいという主旨のほうはよくわかりました。

あともう一点、他の市町村との兼ね合いというか。例えば住所地特例とか、生活保護の住所地適用が南アルプス市になっているとかいうところで、市町村を跨ぐというケースが結構あって、言っては悪いのですが市町村のなすりつけ合いが時々見られるんですよ。どっちで利用支援事業の対象とするのか。ちょっと上手く説明ができませんが、そういったケースが最近私共の会員であったので、そのあたりの市町村間の調整がスムーズにしているのかどうか。例えばA市であれば、A市の要綱上は、住所地が南アルプス市にあるので出せないということが生じやすいと、ちょっと例を挙げると。そういった時に、じゃあ南アルプスでも住所地特例地はA市なので、ここは南アルプスの利用支援事業を利用できませんよということになったら、どっちも助成の対象になっていないという隙間ができてしまう。それでは、ここは利用の促進につながっていかないかなと。だったら後見人、われわれもやらない方がいいなあということになりかねないので。そこらへんも、今現状ちょっと難しければこういった対応もとれるのではないかとということ。何かお考えがあれば。もし、今検討中であれば検討中だというご回答で結構ですので、そのへんを教えていただければ幸いです。

○事務局（千野）

そういった事例がやはりあるのではないかということは、私共のほうも把握をしておりますので、これがさっきの促進に対しての阻害要因になってはいけないといった課題意識も持っております。市町村間のすり合わせであったりとか、もう少し広域的な検討の場なりが必要なのかもしれませんし、それが家裁でやっているような協議会の場での協議事項なのかわかりませんが、利用支援事業の取扱いもかなりばらつきがあるようです。そういった課題について、次回の協議会のときには少し研究をしたり検討をしたりしたものをお示しするというのをさせていただきたいと思います。

○委員（宮沢秀一）

ありがとうございました。

○議長（今村幸治）

他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員（杉本修）

すみません。では今、利用支援事業のお話でしたので、細かいお話をしてしまうので、意見というか、こういうふうに感じましたというくらいでも良いかと思うのですけれども、今、宮沢先生が仰っていただいたところは除いてですね。

収入要件を撤廃したというのは良いことだなと思います。ただそうすると、収入がいくらあっても出しますということでもないのかなと思うので。ではどういう事情のもとでこれだけの収入があって、それが支出されて今これだけの預金になっているのかという事情って、ある程度は申請の中で見たほうが良いのかなというふうに思います。申請書の中の提出書類だと、そこらへんが入っていない。まあ運用としては提出してくれということでもやるのかもしれませんが、最初から入れておく方が良いのかなと思ったのが一つ。

あと、南アルプスの助成のしかたですけれども、本人またはその後見人が申請をして助成するお金の行き先は本人の口座ですよということになっていると思います。これだと、ちょっと困る場面が出てくるなあと思ったのが、一番最後のご本人が亡くなった場面のときにどうするのか。このやり方で今までも助成の実績があると思うので、このやり方で今までも運用でうまくやって来られているのだと思うのですけれども。この要綱だけをそのまま見ると、ご本人が亡くなったときの最後の報酬に関しては、なかなか助成を受けるのがこの要綱上だと難しいと。今はそこはうまく柔軟に対応していますよというやり方でやってきけても、時が経て人が替わると、「そこは要綱を見てもらえばわかるけど最後は出ませんよ」ということにもなりかねないなあと気がするので、最終的にはどこかで要綱も改正して、そこはうまく整合性がつくようになればいいなあと思ったというのが一つ。すみません、いろいろあって。要綱についてはそんな感じで。

あとはさっき宮沢先生が仰ったように、確かにこの支援事業に基づいてどこが報酬出すの？という押し付け合いになる場面というのを、私も何回か経験したことがあって。私が経験したのはですね、市長申立の実施主体と、生活保護の実施主体と、あとは今本人がいる自治体が全部バラバラで、どこも出しませんよという話になってしまって。それは困るので、

そういう案件があった時に、例えば家庭裁判所から各団体に推薦依頼があるという段階でそれはある程度予想されるものだったりしたのですけれども、そういう時にその三市町村間でその段階で調整してくれるようなことをやってくれると非常に助かるなと感じたので、またそんなことも検討していただければと思います。

すみません、あと1個だけ良いですか。あとはそこを離れて、さっきお話があった社会福祉法の改正に基づいて云々という、多機関協働調整会議（仮称）という。さっきちょうどお話をされていましたが。このへんもこのセンターで担うというか、役割を受け持つというお話なのですかね。結構大変なのかなという印象があったので、どういうふうに進めていくのかというイメージというか、あれば教えていただきたいと思うのですが。

#### ○事務局（千野）

いろいろご意見ご質問いただきありがとうございます。

まず成年後見利用支援事業の提出の添付のところですね。確かに収入要件は撤廃しているのですけれど、300万、400万、いろんな状況がある方が確かにいらっやいまして。それがちゃんと後見人さんの適切な管理のもと、家裁にもちゃんとチェックを受けて、こういう事情でこれだけ収入があるけれども、これだけこういうことで使うというのはやむを得ないということで、後見人さんの適切な金銭管理及び家庭裁判所のチェックですね。それをまず、しっかり経たうえでの利用支援事業ということになってくるのかなと。ご収入がこの程度これだけはあるけれど、こういう事情でこんなふうに使ってこうですということ、書類をいただいた時に窓口の職員がしっかり確認をしたり、処理上も見直しをしたりということをもた検討する必要があるのかなということをお考えしました。

あと、利用支援事業に関してのところの、今言ったような保護の実施主体が生保であったり住所地であったり、住所地特例の関係ですとかのいろいろなところで。援護の主体がどこにあるのかということが不明確な中で、後見に対しての主体が抜け落ちてしまっているというふうなことが現場では起きているのだなということが、宮沢先生、杉本先生から今のお話を聞いて改めて確認になりました。中核機関といったところがコーディネートをしたうえで後見人さんにつないでいくということを今後やっていくわけですので。そのあたりも直営の中核機関という強みを生かして、そのあたりの調整も含めて調整・コーディネートをしたうえで後見人さんにおつなぎするとか、市町村間の調整ですね。そういったことも役割として権利擁護センターにあるのなと考えました。これもまたいろいろ研究をして、各先生方のご不安にならないように策を練っていく必要があるのかなと思います。

#### ○事務局（河野）

多機関協働調整会議というところについて、杉本先生のほうからいただきました。この権利擁護センター、4月からということですが。南アルプス市では平成24年から福祉総合相談体制というようなことで横断的に、複合的なケースに対する包括的な相談支援をやって、支援につなげていくという体制を積み上げてきている経過がございます。その中で現在は、福祉総合相談体制の構成機関はこの権利擁護センターを構成する機関以外にも多岐にわたるところがあり、週に1回は連絡調整の場ということで定例会を今、実務者で開催しております。ただやはりそういう情報共有、申し送り等々ということだけでは、複合的

な事例に対する支援が、責任の所在であるとか進捗管理というところで抜け落ちるというような懸念というか。実際そういうことでの心配な事例も見られるということから、より緊急的に、ある程度方向づけをしなければいけないというケースについては、きちんと関係機関がそこを明確に方向付けをする場というものが必要であろうというようなことから、ちょうど今現在ですね。福祉総合相談課のほうと、これはこの権利擁護センター、成年後見制度の利用促進という権利擁護支援体制ということの中核をなすものではありませんけれども、もう少し全体の福祉総合相談体制の中の機能としてしっかりと位置づけていくと。

これに関しては、福祉分野の上位計画であります地域福祉計画がありますので、その中で、そういったことの調整機能は福祉総合相談課が担っていくというところの中で、これから構築をしていくと。その取り組みが今、県内でもいくつかのところ動き出しております、いわゆる重層的支援体制。地域共生社会に向けた市町村の包括的な体制づくりということが言われておりますけれども、それに対する市の対応として位置づけていくと。当然そういったことの、多機関が協働するようなケースをきちんと振り分けですとか方向付けをしていくというような取り組みの中で、権利擁護に関する支援課題、支援ニーズというものも必ず抽出をされてくる。そこに対する予防的な支援、早期支援が漏れないようにということも考えての今、検討をしている段階でございます。今年度中にはその試行を始めたいと思っています。

○議長（今村幸治）

よろしいですか。ありがとうございました。それ以外に何かありますでしょうか。ないようでしたら、この2番の議題については終わりにさせていただきます。

3番のその他でございますけれども、事務局のほうで何か予定している議題がありますか。

○事務局（千野）

はい、特にありませんが、高山委員さん、田中委員さんのほうにもご意見というかご発言いただければ嬉しいと思います。

○議長（今村幸治）

ではフリートキングということで、皆さまのほうから一言ずつご意見を言っていたいただければありがたいですけれども、よろしく願います。

○委員（高山理恵）

はい、ケアマネージャーという立場から参加させていただいております。大変あの、本人を中心にチームを作るというコンセプトというか、そこは私たちケアマネージャーの思うところと一緒にだなどというふうに思っております。その中で、ケアマネもなかなか権利擁護とか成年後見ということはわかっていても、どう踏み出したらいいかわからないというところがございます。そこを、こうした体制がとれることで相談しやすく、かつ支援しやすくできるしくみをつくるというところに、一緒に話ができればいいかなと思っております。

あと一点、研修についてなのですが、なかなか去年も研修が行われませんでしたので、先

程の説明でも研修がどういうしくみでできるか調べているということもありましたが、やはり必要な研修ですので、ICTの活用等も含めてぜひ研修を開催できる方向で進めていただきたいと思います。以上です。

○委員（田中一明）

このような会議に出たのは本当に久しぶりなんですけれども。私もほとんど今までこういう社会福祉とかですね、その分野のことは全然知らなかったものですから。ここに来て7年ぐらい社協に通っております、はじめてこういう福祉とかそういうものを勉強したわけなんです。その時に感じたことは、何て言うんでしょうかね。その被後見人のエンディングですね。最後のですね。私が感じたのは、そのエンディングをどのようにした形で考えていこうかなということを第一に考えて始めました。で、結局はじめになったのはリビングウィルという形で、生前遺書。そこに寄り添ってどういう形ですすめていこうかということを考えております。そういう形が私のこれからの、市民後見人に選出されて、そういう形で被後見人に接していきたいと考えております。

また私あの、成年後見人というのを聞いた時に、私の周囲でですね、成年後見人って何だろうというのがほとんどです。今もほとんど周知されていないのが現実です。また、ましてや市民後見人なんて。市民って何を指すんだらうと、それが現実です。そのような中で果たして市民後見人、また成年後見人という形がどこまで浸透して、市民に浸透しているのかというのがちょっとですね。すごく、まだまだ浸透していないんじゃないかなと感じております。こんな形でですね、私、ほとんどこういう専門的なことはわかりませんが。ただ、自分のそういう先程話しました、最後までその人とエンディングノートに基づいてその人の終末まで一緒になって考えていこうかなという考え方で進めていきたいと思っております。

○委員（花輪仁士）

本日は第1回目ということで、新しいこういう取り組みが始まるということは非常に喜ばしいことかなと思います。あとはこれをどうやって運用していくのかということが大事になってくると思います。本人中心で福祉を行っていくというのはずっと言われていることですが、なかなか実現されていかないことでもあって、やっぱりそれなりに手間とか時間がどうしてもかかってしまいますし、関係してくる人たちの負担もどうしても多くなってしまいます。また、そもそもそういう意識を持っている人たちばかりが関わっているわけではないということなので、実際これは有用な制度としてどこまでいくのかというのは、これからの実際の取り組みのところに関わっているのかなあとと思いますので、僕も含めてみんなで協力をして南アルプス市の中で進めていければ良いかなあとと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（今村幸治）

ありがとうございました。私もやはりPRがかなり必要かなということを感じてます。なかなかわかっているようでわかっちゃいない、なかなか手を挙げるよう手を挙げてくれない。まして認知症になった人が手を挙げるようなことはあり得ないので、そんなことは

ないのだろうと思っていますので、そのへんがある意味でのネックかなというように思っておりますのでよろしくお願いします。

それではこれで議事を終わりにさせていただきます、事務局のほうへ司会をお願いします。

○進行（荻野課長）

今村会長、議事進行ありがとうございました。それでは次第によりまして、その他でございますが、皆さまから何かございますでしょうか。

なければ、他にないようでしたら次回のこの会議の開催についてご報告いたします。

令和3年度中にあと1度、第2回目の協議会を開催する予定でございます。日程等決まりましたらご案内をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは閉会ということで、閉会にあたりまして宮沢副会長様より一言いただきたいと思っております。

○副会長（宮沢秀一）

長時間にわたり皆さんお疲れ様でした。第1回目ということで何を議論をするのかというところで、事務局の方々もいっぱい資料を作ってというか、今まで積み上げてきたものを提示していただいたという認識ではありますが。また困ったときはもう、われわれが協力をするというところで、市役所のみなさんも、まずは健康に留意をしていただいて。で、大風呂敷を広げるということではなくて、地道に活動していく。そこを支えるのがこの協議会であるというふうな認識を、改めて今日したところでございます。1 q また次回も活発な議論ができればいいなあというふうに思っております。今日は本当にお疲れ様でした。

○進行（荻野課長）

ありがとうございました。以上をもちまして閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前 11時15分